

議 案 目 録

令和5年(2023年)11月27日

番 号	件 名
議案第 84 号	令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第6号)
議案第 85 号	令和5年度(2023年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 86 号	令和5年度(2023年度)彦根市病院事業会計補正予算(第2号)
議案第 87 号	令和5年度(2023年度)彦根市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 88 号	令和5年度(2023年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 89 号	彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 90 号	彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 91 号	彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 92 号	彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例および彦根市第2号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 93 号	彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 94 号	彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 95 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
議案第 96 号	彦根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第 97 号	夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案
議案第 98 号	彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
議案第 99 号	彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
報告第 27 号	損害賠償の額の決定について

議案第 89 号

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例および彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「、「100 分の 162.5」を「「100 分の 162.5」と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に、「「100 分の 162.5」と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」を「、「100 分の 167.5」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「、「100 分の 162.5」を「「100 分の 162.5」と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」に改める。

第 4 条 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に、「「100 分の 162.5」と、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」を「、「100 分の 167.5」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)および第3条の規定による改正後の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例または第3条の規定による改正前の彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例または改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 90 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「50,800 円」を「51,100 円」に改める。

第 22 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 120」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 125」を加え、同条第 3 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 67.5」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 70」を加える。

第 23 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 100」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 105」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 47.5」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 50」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	

37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	

74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				

111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第3および別表第4を次のように改める。

別表第3(第3条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400

9	190,700	210,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	323,800	421,200
11	194,800	215,100	326,100	422,600
12	196,800	217,300	328,400	423,900
13	198,800	219,700	330,600	425,200
14	200,900	221,400	332,400	426,600
15	203,000	222,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	335,900	429,400
17	207,300	226,100	337,600	430,600
18	209,400	227,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	341,600	433,100
20	213,500	229,900	343,600	434,400
21	215,700	231,600	345,600	435,500
22	217,300	233,300	347,200	436,700
23	218,800	235,000	348,800	438,000
24	220,300	236,600	350,300	439,300
25	221,800	238,100	351,800	440,600
26	222,900	240,100	353,600	441,800
27	224,000	242,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	357,000	443,900
29	226,700	245,600	358,600	445,100
30	228,200	248,000	360,200	445,900
31	229,700	250,400	361,800	446,700
32	231,200	252,800	363,300	447,600
33	232,500	255,200	364,600	448,500
34	234,100	257,600	366,100	449,000
35	235,800	259,900	367,600	449,500
36	237,200	262,100	369,300	450,000
37	238,500	264,300	371,000	450,500
38	239,900	266,500	372,500	
39	241,300	268,900	373,800	
40	242,700	271,000	375,200	
41	244,000	273,300	376,300	
42	245,300	275,600	377,700	
43	246,500	277,800	379,100	
44	247,800	279,900	380,600	
45	249,100	282,000	382,000	

46	250,400	284,200	383,600	
47	251,600	286,300	385,100	
48	252,700	288,200	386,600	
49	253,800	290,300	387,900	
50	255,100	292,000	389,400	
51	256,400	293,800	390,800	
52	257,400	295,500	392,100	
53	258,500	296,800	393,300	
54	259,900	298,800	394,600	
55	260,900	300,700	395,700	
56	261,900	302,700	396,800	
57	262,900	304,700	398,000	
58	263,900	306,800	399,200	
59	264,900	309,000	400,400	
60	265,900	311,200	401,600	
61	266,800	313,300	402,700	
62	267,500	315,600	403,700	
63	268,200	317,800	405,000	
64	268,800	319,900	406,200	
65	269,500	322,000	407,400	
66	270,700	323,500	408,500	
67	271,800	325,000	409,600	
68	272,900	326,500	410,700	
69	274,200	328,200	411,700	
70	275,600	330,200	412,900	
71	276,800	332,200	414,100	
72	278,000	334,100	415,300	
73	278,800	335,900	415,900	
74	279,700	337,900	416,700	
75	280,700	339,800	417,400	
76	281,700	341,700	417,900	
77	282,600	343,400	418,200	
78	283,600	345,200	418,600	
79	284,700	346,900	419,000	
80	285,500	348,600	419,400	
81	286,300	350,400	419,700	
82	287,100	352,100	420,100	

83	287,900	353,500	420,500	
84	288,700	355,100	420,800	
85	289,600	356,300	421,100	
86	290,400	357,900	421,500	
87	291,100	359,400	421,900	
88	291,900	360,900	422,200	
89	292,800	362,200	422,500	
90	293,700	363,500	422,800	
91	294,600	364,800	423,100	
92	295,300	366,200	423,300	
93	295,600	367,600	423,500	
94	296,300	368,900		
95	297,000	370,100		
96	297,700	371,200		
97	298,400	372,200		
98	299,200	373,200		
99	300,000	374,200		
100	300,700	375,100		
101	301,400	375,900		
102	301,800	376,900		
103	302,200	377,800		
104	302,600	378,700		
105	302,800	379,500		
106	303,100	380,400		
107	303,400	381,300		
108	303,600	382,200		
109	303,800	383,000		
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		

120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		
137		401,200		
138		401,500		
139		401,800		
140		402,100		
141		402,400		
142		402,700		
143		403,000		
144		403,300		
145		403,500		
146		403,800		
147		404,100		
148		404,300		
149		404,500		
150		404,800		
151		405,100		
152		405,300		
153		405,500		
154		405,800		
155		406,100		

	156		406,300		
	157		406,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		226,200	272,100	325,500	406,600

備考

- この表は、小・中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭および養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第3条関係)

幼児教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500
19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	

20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200
21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100
22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000
23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900
24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800
25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700
26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600
27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500
28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400
29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900
30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700
31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500
32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100
33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800
34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200
35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600
36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000
37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400
38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600
39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800
40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800
41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900
42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100
43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200
44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300
45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000
46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700
47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400
48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100
49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700
50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300
51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800
52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200
53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600
54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900
55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200
56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500

57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800
58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100
59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400
60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700
61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000
62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300
63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600
64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900
65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200
66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500
67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800
68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100
69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300
70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600
71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900
72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100
73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300
74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600
75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900
76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100
77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300
78	254,800	317,400	342,400	387,100	
79	255,700	318,000	342,900	387,600	
80	256,300	318,600	343,300	388,200	
81	257,000	318,900	343,500	388,700	
82	257,500	319,200	343,800	389,100	
83	258,100	319,800	344,300	389,500	
84	258,700	320,100	344,700	389,900	
85	259,300	320,400	345,000	390,100	
86	260,100	320,700	345,300	390,300	
87	260,800	321,000	345,800	390,600	
88	261,500	321,300	346,200	390,900	
89	262,000	321,700	346,500	391,100	
90	262,800	322,100	346,900	391,400	
91	263,600	322,400	347,300	391,700	
92	264,300	322,600	347,500	391,900	

93	264,700	323,100	347,800	392,100	
94	265,200	323,500			
95	265,700	323,700			
96	266,400	324,100			
97	267,100	324,500			
98	267,800	324,900			
99	268,500	325,300			
100	269,200	325,600			
101	269,600	325,800			
102	270,100	326,100			
103	270,500	326,400			
104	270,900	326,700			
105	271,100	327,100			
106	271,300	327,300			
107	271,600	327,600			
108	271,900	328,000			
109	272,200	328,400			
110	272,500	328,700			
111	272,800	329,100			
112	273,000	329,400			
113	273,300	329,700			
114	273,600	330,100			
115	273,900	330,400			
116	274,300	330,600			
117	274,600	330,800			
118	274,900	331,100			
119	275,300	331,500			
120	275,700	331,900			
121	275,900	332,100			
122	276,100				
123	276,500				
124	276,800				
125	277,000				
126	277,300				
127	277,700				
128	278,100				
129	278,300				

130	278,700				
131	279,100				
132	279,400				
133	279,600				
134	279,900				
135	280,300				
136	280,600				
137	280,800				
138	281,100				
139	281,400				
140	281,700				
141	281,900				
142	282,100				
143	282,300				
144	282,600				
145	283,000				
146	283,200				
147	283,500				
148	283,800				
149	284,100				
150	284,300				
151	284,600				
152	284,800				
153	285,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	202,500	242,000	256,300	289,400	316,200

備考 この表の適用を受ける職員は、次のとおりとする。

- (1) 保育園に勤務する園長、主任保育士、副主任保育士、主査、副主査および保育士
- (2) 幼稚園に勤務する園長、主任教諭、主査、副主査および教諭
- (3) 子ども未来部に勤務する課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主務、副主査、副主務、主任主事、保育士および教諭。ただし、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主務、副主査、副主務および主任主事は、幼児教育に従事する職員に限る。

第2条 彦根市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年彦根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改め、「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを削る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の彦根市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定および第3条の規定による改正後の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の彦根市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与または第3条の規定による改正前の彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 91 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 10 条第 18 号を次のように改める。

(18) 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

第 23 条の 4 の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改め、同条第 2 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 21 条の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条中「新型イ

ンフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 92 号

彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例および彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例および彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例(令和元年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第 1 条および第 2 条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第 9 条の 2 任期の定めが 6 月以上(これに準ずるものとして規則で定めるものを含む。)の第 1 号会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、給与条例第 23 条の規定の例により、勤勉手当を支給する。

第 12 条から第 14 条までの規定(見出しを含む。)中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

(彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市第 2 号会計年度任用職員の給与および旅費に関する条例(令和元年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 勤勉手当

第5条第2項中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 93 号

彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

彦根市医療費の助成に関する条例(平成 15 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

目次中「乳幼児等」を「子ども等」に改める。

第 1 条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 子ども 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者

イ 15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者

第 2 条第 12 号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 2 章の章名中「乳幼児等」を「子ども等」に改める。

第 2 条の 2、第 3 条第 2 項第 1 号、第 4 条第 1 項および第 8 条第 2 項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 94 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園および幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 95 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和 5 年彦根市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 38 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定(第 38 条の 3 第 2 項に係る部分に限る。)中「および第 3 項」を削り、「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に、「「額」を「、「額」に改め、同改正規定(同条第 3 項に係る部分に限る。)中「および第 3 項」を削り、同改正規定(同条第 4 項に係る部分に限る。)中「第 1 項中」の次に「「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ」と、」を加え、「および第 3 項」を削り、同改正規定(同条第 6 項に係る部分に限る。)中「および第 3 項」を削り、「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に、「「額」を「、「額」に改め、同改正規定(同条第 7 項に係る部分に限る。)中「および第 3 項」を削り、同改正規定(同条第 8 項に係る部分に限る。)中「第 5 項中」の次に「「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「および第 3 項」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 96 号

彦根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

彦根市道路占用料徴収条例(昭和 29 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 2 条、第 3 条関係)

	占用物件	単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号 に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	570 円
	第 2 種電柱		870 円
	第 3 種電柱		1,200 円
	第 1 種電話柱		510 円
	第 2 種電話柱		810 円
	第 3 種電話柱		1,100 円
	その他の柱類		51 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートル につき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	3 円	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	490 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	300 円
	変圧塔その他これに類するものおよ び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,000 円
	郵便差出箱および信書便差出箱		420 円
	広告塔	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1,800 円
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1,000 円
法第 32 条第 1 項第 2 号	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル	21 円

に掲げる物件	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		につき 1 年	30 円	
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			45 円	
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			61 円	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの			91 円	
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			120 円	
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			210 円	
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			300 円	
	外径が 1 メートル以上のもの			610 円	
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3 円
			その他のもの		10 円
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	810 円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	510 円
			地下に設けるもの		300 円
		その他のもの			1,000 円
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000 円	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額	A に 0.004 を乗じて得た額	
		階数が 2 のもの			A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの			A に 0.007 を乗じて得た額
		上空に設ける通路		900 円	
		地下に設ける通路		540 円	
	その他のもの			1,000 円	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	18 円	
	その他のもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	180 円	
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1	180 円	

「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件			月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	標識		1本につき1年	810円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円
			その他のもの	1本につき1月
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18円
			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円
その他のもの			900円	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	180円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				100円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲	トンネルの上または高架の道路の路		Aに0.015を	

掲げる応急仮設建築物	面下に設けるもの		乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料(占用許可の期間が令和6年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和6年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

議案第 97 号

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例を廃止する条例

夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 2 号)は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による廃止前の夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づく指定を受けた法人その他の団体の役員および職員であった者に係る旧条例第 15 条第 3 項の規定による管理業務(旧条例第 10 条第 1 項に規定する「管理業務」をいう。以下同じ。)に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務および旧条例第 15 条第 4 項の規定による管理業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

議案第 98 号

彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市中地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市中地区公民館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市中地区公民館
- (2) 所在地 彦根市大藪町 2610 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 中地区交流の館運営協議会
- (2) 代表者 会長 伊富貴 和 雄
- (3) 所在地 彦根市西今町 1051 番地 40

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 99 号

彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市稲枝地区公民館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

彦根市稲枝地区公民館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和
22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市稲枝地区公民館
- (2) 所在地 彦根市本庄町 60 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 稲枝地区公民館運営委員会
- (2) 代表者 委員長 田 村 宗 久
- (3) 所在地 彦根市金田町 241 番地

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

報告第 27 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 5 年(2023 年)11 月 27 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 10 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 5 年(2023 年)10 月 18 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 66,000 円を支払う。

3 事案の概要

令和 5 年 8 月 7 日午前 11 時頃、彦根市芹橋二丁目 2 番 60 号地先の市道芹橋 18 号線において、右折をしようとした公用車が、相手方が所有する敷地の縁石に接触したことにより、当該縁石が損傷したもの